株式会社ピアズ定款

令和３年１２月２４日　改　定
令和４年１２月２８日　改　定
令和５年　７月２１日　改　定
令和８年　８月　３日　改　定

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社ピアズと称し、英文ではPeers Co.,Ltd.と称する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　経営管理、販売活動のための人材教育、研修及び人材開発並びに教育出版物、教材・教育機器の製作、販売及び輸出入

２　販売促進、宣伝活動、オウンドメディアの企画、立案、制作、販売

３　労働者派遣事業及び有料職業紹介事業

４　インターネットを利用した映像、画像、動画、音声、音楽、その他デジタルコンテンツの制作、配信及び販売並びに情報処理・情報提供

５　リアル又はバーチャルのイベント、大会、会議等の企画、制作、設営、運営、販売

６　キャラクター、マスコット、アバター、シンボル等の企画、制作、開発、販売利用、商品化

７　タレントのキャスティング、マネジメント、プロモーション、ファンクラブの設立・運営

８　コンピュータ及びその周辺機器・装置並びにソフトウェアの開発、販売、レンタル、輸出入、技術指導

９　電子部品、通信機器、情報処理機器、画像処理機器、音響機器及びそれらの周辺機器並びにこれらを用いたネットワークシステムの企画、設計、輸出入、販売、工事、保守、レンタル及び技術指導

10　コンピュータの本体、周辺装置及びソフトウェアに関する知的財産権の取得、売買、管理、使用許諾及び仲介

11　ベンチャーキャピタル、ベンチャー企業に対する投資及び対象企業・

事業の育成

12　有価証券の取得、保有及び売買

13　経営管理、総務、財務、経理、人事労務その他の事務の受託代行

14　金融業及び金融サービス仲介業

15　前各号に関するコンサルティング及び経営コンサルティング

16　前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、３１４８万８０００株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は、１００株とする

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月３０日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（電子提供措置等）

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第19条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた

順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会は、取締役社長が招集し、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

（取締役会議事録）

第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項は、法令及び定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②　当会社は、会社法第４２７条１項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、同法第４２３条１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第 32 条　監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第34条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第35条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議の方法）

第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）

第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 38 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第39条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第40条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②　当会社は、会社法第４２７条１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任の方法）

第41条　当会社の会計監査人の選任は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第42条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第44条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 45 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月３１日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第 47 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払いの配当には利息をつけない。

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第 1 条　令和４年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、改定前の定款第18条はなお効力を有する。

② 本条の規定は、令和４年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（以下、余白）

【改定履歴】

	制改廃日	区分	内容
1	年月日	作成	会社設立（原始定款）
2	令和３年１２月２４日	改定	
3	令和４年１２月２８日	改定	取締役の任期変更（２年→１年）
4	令和５年７月２１日	改定	発行可能株式総数の変更
5	令和８年８月３日	改定	目的の追加（第２条14項）